
適正な下水道使用料について

経済建設部下水道課

目次

1. 前回までの委員会のまとめ
 2. 下水道使用料の見込み
 3. 一般会計からの繰入(基準外繰入金)の見込み
-

1. 前回までの委員会のまとめ①

「収支ギャップ」解消に向けた経営改善の取り組みを実施

経営改善の取り組みに加え、最新の内容に見直した中長期の財政推計では、下水道使用料収入だけで汚水処理にかかる費用を回収することは困難であることを確認

経費回収率100%水準の確保

- ・ 汚水処理にかかる費用を下水道使用料で回収することが可能となる。

約8億円（R8～R12）の他会計補助金（一般会計繰入金）の削減

- ・ 他会計補助金（一般会計繰入金）に依存しない自立・安定した経営基盤の構築
- ・ 下水道普及の便宜を享受できる住民とそうでない住民との間の公平性の確保

改定率（目安）25.6%増の下水道使用料改定の必要性を確認

1. 前回までの委員会のまとめ②

使用料設定におけるポイント

基本使用料の適正化

- ①固定費の割合の多い事業構造を反映した使用料設定
- ②節水機器の普及に伴う排出量減少に対応するため、排出量に影響されにくい経営基盤を構築

利用者間の負担の公平化

- ①事業者からの排出量割合が全国平均と比較しても少ないため、事業者からの排出量に依存した累進度を改善
- ②水量区分のボリュームゾーンに適切な使用料設定を行うことで、安定した事業運営を実現

1. 前回までの委員会のまとめ③

使用料体系の検討

金額設定	基本使用料	従量使用料
設定の考え方	700円(原則額)	水量区分を変更
特徴・各階層への影響等	<ul style="list-style-type: none">○基本使用料の適正化を図る。○水需要の変化に対応するため、水量区分を変更。○10m³前後の少量使用者区分の負担軽減を図るため、水量区分を追加。 <ul style="list-style-type: none">○基本使用料と従量使用料割合の適正化が図られている。○使用者間の負担割合は大きく改善し、使用者の負担公平化の課題が改善されている。(累進度の低下)○一般家庭を想定した50m³以下の使用者はほぼ一定の改定率となる。○平均改定率は25.6%となる。	

1. 前回までの委員会のまとめ④

使用料体系の見直し

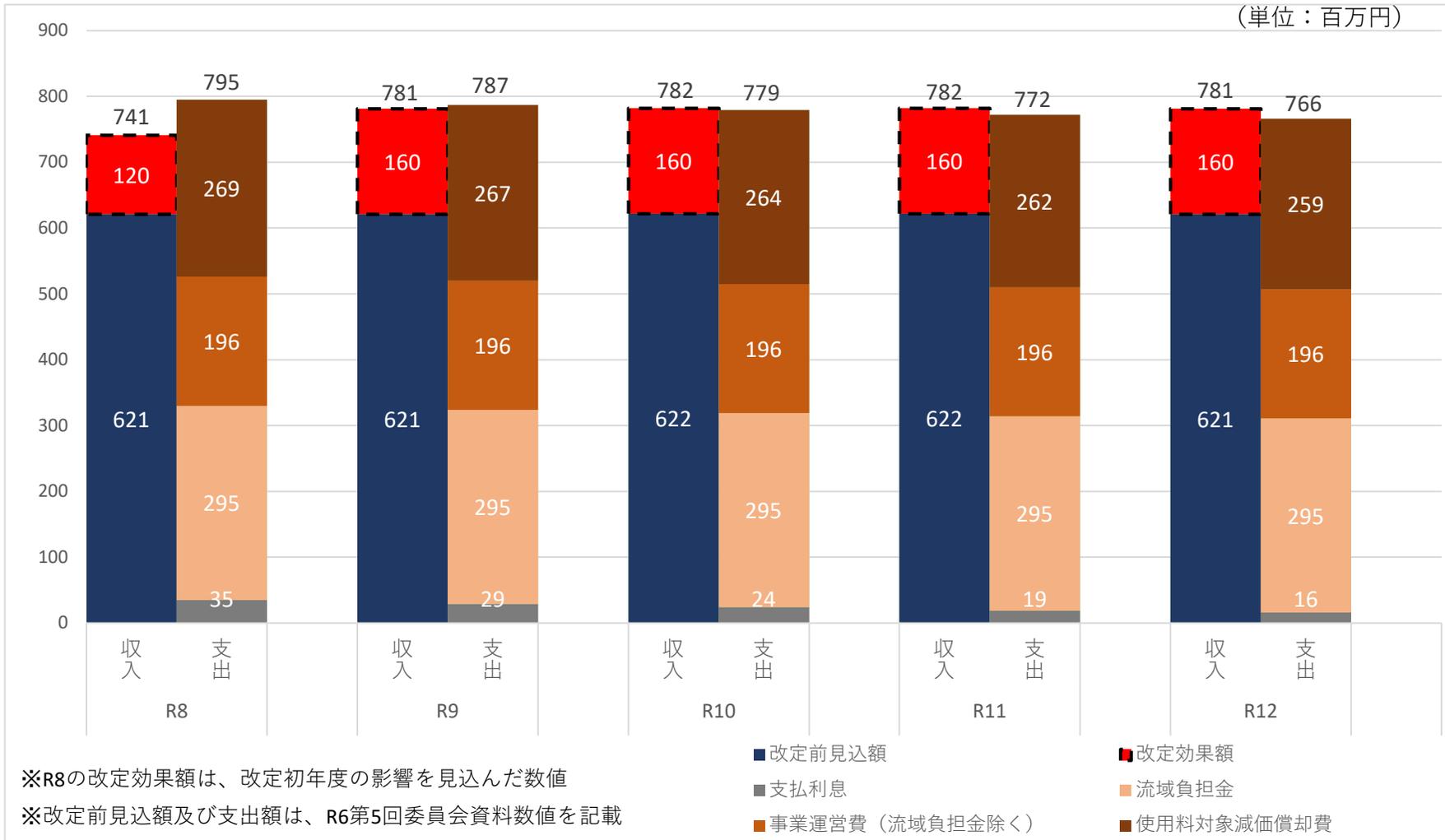
【現行】 ※1か月につき・税抜		
基本使用料	従量使用料	
550円	10 ^{m³} まで	40円 / ^{m³}
	20 ^{m³} まで	100円 / ^{m³}
	30 ^{m³} まで	109円 / ^{m³}
	50 ^{m³} まで	145円 / ^{m³}
	80 ^{m³} まで	160円 / ^{m³}
	100 ^{m³} まで	189円 / ^{m³}
	300 ^{m³} まで	202円 / ^{m³}
	400 ^{m³} まで	207円 / ^{m³}
	500 ^{m³} まで	210円 / ^{m³}
	500 ^{m³} 超	228円 / ^{m³}



【改定後】 ※1か月につき・税抜		
基本使用料	従量使用料	
700円	5 ^{m³} まで	40円 / ^{m³}
	10 ^{m³} まで	70円 / ^{m³}
	20 ^{m³} まで	120円 / ^{m³}
	30 ^{m³} まで	145円 / ^{m³}
	50 ^{m³} まで	190円 / ^{m³}
	100 ^{m³} まで	210円 / ^{m³}
	500 ^{m³} まで	230円 / ^{m³}
	500 ^{m³} 超	240円 / ^{m³}

2. 下水道使用料の見込み

○使用料と使用料対象経費



3. 一般会計からの繰入(基準外繰入金)の見込み

(単位：百万円)

